

泉佐野市三世代同居等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における三世代同居等を促進することで、こどもを安心して産み育てられ、また、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、高齢者世帯と同居又は近居することとしたこども・孫世帯に対して、転入転居費用の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者世帯 単身の場合は65歳以上、夫婦のみの場合はどちらか一方が65歳以上、その他の世帯員がいる場合は65歳以上の者で構成される世帯のうち住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録により市内に引続き1年以上居住しているこども世帯のどちらかの親若しくは孫世帯の祖父又は祖母が含まれる世帯のことをいう。ただし、介護保険施設、在宅とされる施設及びこれに準ずる施設に入所又は入居している場合は除く。
- (2) こども・孫世帯 次のいずれかに該当する世帯のことをいう。
 - ア 申込時に18歳以下のこどもとその親を含む世帯員で構成される世帯
 - イ 申込時に夫婦のいずれもが40歳未満である世帯
- (3) 近居 同一中学校区域内又は直線距離がおおむね3.0キロメートル以内(以下、「近居範囲内」という。)に高齢者世帯とこども・孫世帯が居住することをいう。なお、近居範囲内であれば転居前から居住地間の距離が延びる場合も可とする。
- (4) 転入転居 こども・孫世帯又は高齢者世帯による近居若しくは同居のための転入転居のことをいう。ただし、高齢者世帯は市内で転居した場合に限る。
- (5) 転入転居費用 転入転居のための、住宅の新築、増築、購入費用及び賃貸借契約に要する費用をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる世帯は、次に掲げる全ての要件に該当するこども・孫世帯で、助成の対象となる者(以下、「助成対象者」という。)は、そのこども・孫世帯に属する転入転居に係る費用の支払いをした者とする。

- (1) こども・孫世帯の世帯主又はその配偶者が高齢者世帯を構成する者の直系卑属であること。
 - (2) 市町村税の滞納がない世帯で、同居又は近居する高齢者世帯についても市税及び介護保険料の滞納がないこと。
 - (3) この事業の趣旨を理解し、高齢者支援、若しくは子育て及び高齢者支援を行うことができること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は助成対象者とししないものとする。
- (1) 転入転居費用について、他制度の公的住宅扶助(生活保護等)を受けている場合。
 - (2) 世帯の構成員が、この要綱による助成を過去に受けたことがある場合。
 - (3) 外国籍を有する者で、日本国の在留資格を有しない場合。
 - (4) 高齢者世帯及びこども・孫世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含む場合。

(助成対象住宅)

第4条 助成の対象住宅は、こども・孫世帯又は高齢者世帯が転入転居後に居住する住宅(以下、「助成

対象住宅」という。) で次の各号に掲げる全ての要件に該当する住宅とする。

- (1) こども・孫世帯又は高齢者世帯自らが居住する住宅であること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する新耐震基準(昭和56年6月施行)に適合していること。
- (3) 住戸専用面積が、国土交通省の住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)における、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること。

(助成対象費用と助成額)

第5条 助成の対象となる費用は、次の掲げる領収書記載の金額と助成限度額10万円を比較して低い額とする。ただし、その算定に当たり千円未満は切捨てるものとする。

- (1) 住宅の新築に要する費用
- (2) 従前の建築物全てを除却し建て直す場合に掛かる費用
- (3) 住宅の増築に要する費用で、10平方メートルを超え居室1室以上を増築する場合
- (4) 住宅の購入に要する費用
- (5) 賃貸借契約に係る費用(敷金、礼金、権利金、仲介手数料)

(助成金の申請)

第6条 助成対象者がこの要綱の適用を受けようとするときは、転入転居日から6か月以内に泉佐野市三世代同居等支援事業申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申し出なければならない。

- (1) 助成対象費用の領収書及び領収金額の内訳がわかる書類
- (2) 高齢者世帯とこども・孫世帯の転入転居先の住宅の位置及び直線距離がわかる図面
- (3) 高齢者世帯とこども・孫世帯が直系親族であることがわかる書類(戸籍全部事項証明書等)
- (4) 助成対象住宅の所在地及び住戸専用面積並びに助成対象住宅が新耐震基準に適合していることがわかる書類
- (5) 第3条第1項第2号に係る未納がないことがわかる書類
- (6) その他市長が特に必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に提出の必要がないと認めるときはこの限りではない。

(審査及び決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があったときは、提出書類等について審査を行い、申請を受理した日から起算して30日以内に泉佐野市三世代同居等支援事業申請書決定・却下通知書(様式第2号)によりその結果を通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 前条により助成金の交付について決定を受けた者(以下、「助成決定者」という。)は、速やかに泉佐野市三世代同居等支援事業補助金交付請求・口座振替依頼書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、助成決定者が、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定を取消しすることができる。

(返還)

第10条 市長は、第9条の規定に基づき助成決定者の資格がないと判断した場合は、泉佐野市三世代同居等支援事業決定取消・助成金返還通知書(様式第4号)により、その旨通知するとともに助成金の返還を請求することができる。

(調査等への協力)

第11条 市長は、この要綱に基づく高齢者世帯及びこども・孫世帯に対し、近居若しくは同居の効果の検証のためアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成27年度以降の年度分の転入転出に係る費用について適用し、平成26年度の年度分の転入に係る費用については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和3年度以降に申請されるものに対して適用し、施行日前に申請されたものについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和6年度以降に申請されるものに対して適用し、施行日前に申請されたものについては、従前の例による。

(特例措置)

3 令和6年6月1日から令和7年3月31日の間に限り、第6条中「6か月」を「14か月」と読替

えることとする。